

★ 知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則（規則第五十号）（人事課）

一 改正の要旨

副知事山田仁が退任し、玉井優子が新たに副知事に就任することに伴い、知事の職務代理者に関する定めについて、必要な整理を行った。

二 施行期日

令和四年七月一日